

函館市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市規則第15号

函館市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

函館市福祉事務所事務分掌規則（昭和52年函館市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条湯川福祉課の項中「および第10号」を「，第10号および第11号」に改める。

第2条戸井福祉課の項中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ，第9号を削る。

第2条恵山福祉課の項中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ，第10号を削る。

第2条椴法華福祉課の項中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ，第9号を削る。

第2条南茅部福祉課の項中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ，第10号を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。